

(目的)

第1条 追手門学院大学体育・スポーツ施設(以下「体育施設」という。)は、本学の教育目的達成に資する行事及び正課並びに課外の体育活動に供することを目的とする。また、トレーニングセンターについては、学生・教職員の健康維持・増進も目的とする。

(施設)

第2条 体育施設とは、以下の施設をいう。

- (1) 体育館
- (2) 第1グラウンド
- (3) 第2グラウンド
- (4) テニスコート
- (5) 洋弓場
- (6) 多目的練習場
- (7) トレーニングセンター

2 前項第2号は、大手前中・高等学校との共用とする。

(主管)

第3条 体育施設の主管は、学生支援課とする。

(運営)

第4条 体育施設の運営については、学生支援課がこれにあたる。なお、必要に応じて、管財課、体育領域長及び学友会追風選出委員にて協議を行い、これにあたる。

(職員)

第5条 体育施設に次の職員を置くことができる。

- (1) 体育領域長 1名
- (2) 体育施設職員 若干名

2 体育領域長は、体育施設の運営にあたる。

(用途)

第6条 体育施設は、次の用途に使用する。

- (1) 正課体育授業
- (2) 課外体育活動
- (3) 学院関係行事
- (4) 学生・教職員の健康維持・増進
- (5) その他体育領域長を通じて学長が許可した行事

(安全)

第7条 体育施設の使用に当たっては、使用者の代表が安全管理に十分配慮する。

(外部団体の使用)

第8条 教務・学生支援部長が適当と認めた場合は、学長は外部団体について、体育施設の使用を許可することがある。

2 前項の使用に関する規則は、別に定める。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関する細則は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、2009年4月1日から施行する。

2 追手門学院大学体育館規程は、2009年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。